敷島浄水場施設見学取扱要領

令和３年６月

水道局浄水課

敷島浄水場施設見学取扱要領

（趣旨）

第１　この要領は、敷島浄水場の施設見学の際に必要な事項を定めるものとする。

（見学対象者）

第２　見学の対象者は次のとおりとする。

（1）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する市内の各学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）の児童又は生徒等であって授業の一環として教職員に引率されたもの

（2）　一般市民や市民団体等、学習又は研修のために見学を希望する者

（3）　地方自治体の議員や職員等、学習又は研修のために見学を希望する者

（4）　水道事業関係者で組織する団体等、学習又は研修のために見学を希望する者

（5）　その他、浄水課長が特に見学を認める者

（見学日時）

第３　施設の見学日は、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第１４条）第１条第１項に規定する市の休日を除く月曜日から金曜日までとし、見学時間は、午前９時から午後４時までとする（午後0時から午後1時までを除く）。

（見学者数）

第４　見学者数は、次のとおりとする。

（1）　第2（1）の者は、150人までとする。（引率者や教職員を含む。）

（2）　第2（2）から（4）までの人は、おおむね10人以上の団体とする。

２　前項にかかわらず、浄水課長が認めるときは、見学者数の変更ができるものとする。

（見学の申込）

第５　施設の見学を希望する者は、施設見学依頼書（様式第1号）を記入し、前もって提出しなければならない。

（見学の受入）

第６　浄水課長は、第５に基づく施設見学依頼書を受理した場合において、次に掲げる事項に該当するときは、見学を受入するものとする。

（1）　浄水場業務に支障を及ぼさないと認めるとき。

（2）　水道水の安全性又は水道事業全般に不利益等を生じないと認めるとき。

（3）　見学者が小学校の授業の一環による場合は、見学するクラス数と同数かそれ以上の教職員数の引率があるとき。

（4）　１５才以下の者で構成する団体の場合は、適当な指導者又は保護者の付添いがあるとき。

２　前項により見学の受入を行う場合は、依頼者に口頭又は電話等により伝えるものとする。

３　見学を受入する場合は、別に定める受付簿に記載し整理するものとする。

４　小学生以下の児童が参加する場合は、児童の行動に見学者側で責任を負う場合にのみ見学を受入できるものとする。

（受入の取消等）

第７　次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、受入を取消し又は中止させることができる。

（1）　見学者が偽りその他の不正な方法により申し込みを行ったことが明らかとなった場合

（2）　この要領に違反した場合

（3）　施設の運転管理上支障が生じた、又は生じる恐れがある場合

（4）　その他見学が不適切と判断される場合

２　次の事項のいずれかに該当すると認める者は、施設への入場を禁止又は退場させることができる。

（1）　発熱、咳等の症状がある者

（2）　危険な物品を所持又は動物を伴う者

（3）　泥酔者その他他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある者

（4）　適当な指導者又は保護者の付き添いがいない15才以下の者

（5）　その他、施設の運営管理上支障があると認められる者

（係員の同行）

第８　施設の見学に当たっては、前橋市水道局職員及び職員が指定する者が同行の上、施設について説明を行うものとする。

（飲食）

第９　必要な水分補給を除き、施設内での飲食は原則禁止とする。

２　前項にかかわらず、浄水課長が特に必要と判断した場合は、飲食を行えるものとする。

（見学遵守事項）

第１０　見学者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）　指定の場所以外立ち入らないこと。

（2）　施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損しないこと。

（3）　浄水場内で喫煙をしないこと。

（4）　配水塔の昇降階段及び中間外周歩廊に設置された転落防止柵から身を乗り出さないこと。

（5）　発生したごみは持ち帰ること。

（6）　その他水道局職員や職員が指定する者が指示した事項を守ること。

（7）　浄水場までの交通手段の確保及び傷害事故に係る保険への加入は、その費用負担も含め見学者側の責任において行うこと。

（損害賠償）

第１１　見学者は、施設、設備又は展示品を破損し、又は汚損したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、浄水課長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

　（その他）

第１２　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は令和３年６月４日から施行する。